

埼労発基0403第1号
令和5年4月3日

関係団体の長 様

埼玉労働局長
(公印省略)

石綿障害予防規則第三条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者
及び石綿障害予防規則第四条の二第一項第三号の規定に基づき厚生労働
大臣が定める物の一部を改正する告示の施行について

標記について、令和5年3月28日付け基発0328第1号をもって、厚生労働省労働
基準局長から別添のとおり通達がありましたので、傘下の会員等に対する周知に御
協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。